

平成20年6月25日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成20年7月9日（水）午後1時00分開議

- 第1 特別委員会中間報告の件
- 第2 議案並びに請願・陳情の総括審議
- 第3 発議案第2号から第4号までの
上程説明並びに総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成20年7月9日（水）午後1時00分 開議

○議長（市原健二君） 皆さん、御苦労さまでございます。ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は25名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

諸 般 の 報 告

○議長（市原健二君） ここで報告します。

過日開催された全国市議会議長会定例総会において、表彰規定に基づく永年在職議員表彰が行われ、本市議会においては常泉健一議員、金澤武夫議員、金澤幸正議員、そして私、市原健二が15年在職一般表彰を受けました。また、田辺正和議員におかれましては、在職期間を満たしており、表彰の対象者でありましたが、表彰を御辞退されております。

ただいまから表彰の伝達を行います。

それでは、被表彰者は演壇までお進みください。

（表彰状朗読・拍手）

○議長（市原健二君） 以上で、永年在職議員表彰を終わります。

続いて報告します。本日、市長からお手元に配付のとおり、地方自治法第243条の3第2項の規定により、茂原市土地開発公社並びに財団法人茂原市学校給食公社の経営状況を説明する書類が提出されました。

次に、お手元の配付のとおり、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

次に、今定例会において各委員会にその審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（市原健二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

特別委員会中間報告の件

○議長（市原健二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

都市整備事業推進特別委員会委員長 田辺正和君から報告を求めます。田辺正和議員。

（都市整備事業推進特別委員会委員長 田辺正和君登壇）

○都市整備事業推進特別委員会委員長（田辺正和君） 都市整備事業推進特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、6月25日、議員全員協議会室において委員会を開き、都市建設部長をはじめ、関係職員から説明を求めながら、各事業の進捗状況等について調査研究を行いましたので、その内容について申し上げます。

初めに、都市計画街路事業について申し上げます。

本事業は、ここ数年、小林浜町線JR高架付近の交差点部分に対し集中的に投資し、事業を進めているとのことであり、19年度末の段階で事業費ベースの進捗率は47.7%とのことあります。本年度においては、残っている建物の移設及び取り壊しが繰り越し事業となっており、土地の引き渡しなどが完了した段階で補正予算を要求し、施行区間約170メートルの交差点改良工事に入っていきたいとのことあります。

以下、街路事業について質疑応答のなされたものを申し上げます。

最初に、「小林浜町線の交差点改良工事について、現在と比べ様相が大幅に変化するようだが、長生高校側からの通行方法はどうなるのか」との質疑に対し、「車両においては、直進でふじや布団店の交差点に入ることができたが、改良後は新設される交差点を右折し、通行をすることになる。歩行者についてはそのまま直進できるような形を考えている」との答弁がありました。

次に、「新しい交差点ができる地点は、現在、緑地帯となっているようだが、その管理はどこの誰がやっているのか」との質疑に対し、「既に市所有の土地であるが、近隣のNPO法人から、環境美化の観点から草花を植えたいとの申し出があり、それを許可している。改良後については、市で管理していきたい」との答弁がありました。

次に、茂原駅前通り地区土地区画整理事業について申し上げます。

本事業は、平成4年度に事業認可を受け、平成8年度から建物移転を開始し、19年度については、建物移転補償、道路改良工事、公共汚水柵設置工事等の事業を執行し、進捗状況に

については、道路延長3772.4メートルのうち872.3メートルを整備し、建物移転については307戸の移転計画のうち67戸の移転契約を完了しており、事業費ベースでの進捗率は40億6400万円を執行し、25.0%とのことであります。20年度においても引き続き道路舗装工事、建物移転等を実施予定であり、今後も中心市街地の基盤整備と活性化を図る上での重要事業として、財政健全化計画や行財政改革への取り組みを進めながら、地元「まちづくり推進協議会」とも連携をとり、事業の推進を図りたいとのことであります。

本事業について質疑応答のなされたものを申し上げます。

「進捗率を見ると、事業完了となるまでには相当長い期間が必要と思われるが、当局の見解は」との質疑に対し、「今後の経済情勢に左右されてくると思うが、債務負担行為が今後20年間残っており、その後は事業が進んでいくのではないかと考えている。また、公共施行という枠の中で民間の力などを組み入れて進捗を早める方策を検討していく」との答弁がありました。

次に、本納駅東地区土地区画整理事業について申し上げます。

本事業は、施行面積24.9ヘクタール、総事業費86億6500万円で計画され、平成15年12月に事業施行区域を都市計画決定したものであります。現在では「まちづくり提案書」に基づき事業計画案の見直し、検討作業を行う中で「まちづくり研究会」の世話役会をその都度開催し、「まちづくりニュース」を地権者に対し発行するなど、周知徹底に努めているとのことであります。本年度は「まちづくり推進業務委託」を実施し、地元研究会とともに、あらゆる事業手法の検討をしていくとのことであります。

続いて、内水対策事業について申し上げます。

まず、清水排水区であります。本事業は、平成8年9月の台風17号による大雨により内水被害が発生したことから、内水被害防止を目的とし、平成11年度から実施しており、現在までに総延長628メートルのうち整備済み460.2メートル、整備率73.3%であり、本年度は自由勾配側溝400型を24メートル分の設置を予定しているとのことであります。

次に、新小轡地先地域排水事業であります。本事業は、県道茂原環状線新小轡地先の排水整備事業として、平成16年度から県事業により実施されており、総延長683.4メートルのうち整備済み441メートル、整備率64.5%であります。本年度は県型側溝600型の布設を6メートル予定しているとのことであります。

現在の厳しい財政状況では、各事業とも予定どおり進捗しないことはやむを得ないと考えますが、各事業が円滑に進捗するよう、さらなる努力を要望するとともに、今後も調査研究を

進めることとし、中間報告といたします。

○議長（市原健二君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに請願・陳情の総括審議

○議長（市原健二君） 次に、議事日程第2「議案並びに請願・陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 伊藤すすむ君から報告を求めます。伊藤すすむ議員。

（総務委員会委員長 伊藤すすむ君登壇）

○総務委員会委員長（伊藤すすむ君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る4日の本会議において付託されました報告1件、議案5件、陳情3件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、報告第1号「専決処分承認を求めることについて」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「公的年金からの特別徴収対象者数はどのくらいか。また証券税制の見直しによる対象者については」との質疑に対し、「特別徴収の対象者は、年金申告者が2万200人おり、うち課税該当者が8700人いる。約43%の方が該当すると思われる。証券税制の該当者については、特定口座で源泉徴収されており、それが交付金という形で各市町村へ交付されているため、該当者の把握は難しい」との答弁がありました。

次に、「固定資産税の減額措置による影響額はどのくらいか」との質疑に対し、「新築住宅にかかわる部分については、平成19年度は約490戸、税額で2100万円を減額した。例年500戸前後の新築住宅があり、2000万円から2500万円が減額の対象となる。また、省エネ改修については件数の把握は難しいが、多くはないと認識している」との答弁がありました。

次に、「個人住民税の公的年金からの特別徴収については、高齢者に負担がかかるように受け取れる面があるが、この制度の住民周知についての考えは」との質疑に対し、「市広報、ホームページはもとより、申告までに自治会を通じパンフレットを每户配付する予定である。また、来年2月からの申告時期に年金申告者に対して特別徴収制度について周知していきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、報告第1号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「平成20年度茂原市一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、当初予算が骨格予算であったため、新規・政策的経費を中心とした肉付け予算とし、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ33億1459万6000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ262億6259万6000円にしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、国際化推進事業については、「姉妹都市オーストラリアのソルズベリー市訪問に際しての訪問団の人数及び経費の公費負担と個人負担については」との質疑に対し、「20名の訪問団を予定しており、旅費の公費負担については1人当たり13万円、自己負担はおおむね20万円程度と見込んでいる」との答弁がありました。

次に、防災行政無線施設事業については、「現状の防災行政無線が大変聞き取りにくい中で、国の施策に基づき事業を実施するわけだが、市民の安全・安心に生かされるのか」との質疑に対し、「本市の防災行政無線は138局あり、一部難聴地区もあるが、瞬時警報システムを設置することで、少しでも早く災害や緊急対処事態情報を伝達できれば、市民の安心・安全に寄与できるものと考えている」との答弁がありました。

次に、JR茂原駅のエレベーター設置事業については、「債務負担行為による2か年で2基のエレベーターを設置することのだが、県補助金150万円は少ない。国の補助金や県補助金の増額はできないのか」との質疑に対し、「この事業の主体はJRであり、国及び地元の負担で設置することとなっており、当初1億2000万円ほどの事業費に対して3分の1ずつの負担ということで地元負担は4000万円であったが、交渉により3000万円の負担となった。県補助金はその1割程度ということであり、今年度は150万円を計上したものである」との答弁がありました。

次に、乳幼児医療対策事業については、「小学校就学前までの医療費無料化拡大の実施時期及び増加見込みは」との質疑に対し、「10月からの実施予定で予算化したが、県の実施が12月からとなったため、市も12月からの支給を考えている。また、件数で1万件くらいの増になるものと考えている」との答弁がありました。

次に、茂原公園駐車場整備事業については、「公社経営健全化計画の関係で償還するのか、また21年度からは駐車場として整備するのか、普通財産にして貸付、売却の予定はあるの

か」との質疑に対し、「平成18年度から22年度までの5か年の公社経営健全化計画の中で、公園の用地買い取り計画があり、このため今回計上したものである。財源については起債と県の振興資金で対応したい。また、起債を財源としているため、貸付、売却は認められない。また、土地については、平成21年度以降は駐車場として整備し、使用したいと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第2号「茂原市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、平成21年4月1日から施行されるが、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表等の制度について平成20年4月1日から施行されます。その際、監査委員の審査に付した上で公表しなければならないとされたため、所要の改正を行うものです。

採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「要保護児童対策地域協議会の協議内容、開催回数、委員構成及び前年度の対応件数は」との質疑に対し、「この協議会は3部構成になっており、今回の条例改正の対象となる代表者会議は、実務者会議、個別ケース検討会議の運営が円滑に行えるよう、児童虐待についての全体的な方針、環境づくりのための会議であり、年3回の開催を予定している。また、実務者会議については、ケースを抱えている関係機関で構成され、市内の事例を把握している。さらに、個別ケース検討会議については、具体的な通告があった場合の児童にかかわる関係者が集まり、支援の方法等を検討する会議である。平成19年度の件数については、各機関から持ち寄った件数は208件、虐待は30件の通報があった」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「市長、副市長の給料については、県内同規模市、郡内町村長より

も少ないと聞いている。また、平成6年以降報酬審議会は開かれていない。現況把握をした上で報酬審議会を開催し、市民の意見を聞く必要があるものと考えるが」との質疑に対し、「昨年4月1日現在の資料では、県内15市で削減を行っており、一番大きい削減は30%削減、本市では25%削減で2番目である。また、本市の本則上の支給額は90万円であり、県内では16番目である。また、県平均は90万600円である。財政健全化に伴う削減については、本市独自の削減であり、全体の総人件費の中で考えた削減であって、報酬審議会で決定したものではない。今般、特別職がかわった中で、必要があれば報酬審議会の諮問についても検討したい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、市財政健全化策の一環として、教育長の給料月額等の引き下げを行うため、所要の改正をしようとするものです。

採決の結果、議案第5号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第2号「住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情」について申し上げます。

願意は、地方行革指針に基づく「集中改革プラン」に沿った組織の見直し、民間移譲、民間委託等により行政水準の引き下げが広がっており、住民の安全・安心を守るため、公共サービスの拡充について、国への意見書提出を求めているものです。

採決の結果、陳情第2号については、賛成者なしの不採択と決定しました。

次に、陳情第3号「自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情」について申し上げます。

願意は、「保険業法の一部を改正する法律」の施行に伴い、構成員が限定されている自主共済も規制の対象となったことに対し、経過措置の延長と自主的な共済を保険業法の適用除外とするよう国への意見書提出を求めているものです。

採決の結果、陳情第3号については賛成者なしの不採択と決定しました。

次に、陳情第8号「『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の街づくり宣言』採択に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申し上げます。

まず、「本市の男女共同参画計画との整合性はあると考えるか」との質疑に対し、「現在、市では、男女共同参画計画の中で、職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換ということで各種事業に取り組んでいる。第2次男女共同参画計画策定に当たって、ワーク・ライフ・バランスという言葉盛り込めるかどうか検討していきたい」との答弁がありました。

また、「市に対して宣言を求めているが、宣言を行った場合の影響は」との質疑に対し、「この宣言の内容は、行政、企業、労使団体が一体となって進めていくことがうたわれており、宣言によって行政の役割が一層明確になってくるものとする」との答弁がありました。

また、各委員から、「市民のためにする宣言であり、市民からの発意によるべきである。特定の団体からの依頼を受けて採択することがよいのか」との意見や、「趣旨は賛成できる。市民環境、健康福祉等、ほかの分野もかかわってくる。いち早く本市で取り上げることはよいことだと思う」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第8号については全員異議なく採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。以上でございます。

○議長（市原健二君） 次に、教育福祉委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

初谷智津枝議員。

（教育福祉委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○教育福祉委員会委員長（初谷智津枝君） 教育福祉常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました陳情3件について、4日、本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、陳情第5号「『国における平成21年度（2009）教育予算拡充に関する意見書』採択に関する陳情」並びに陳情第6号「『義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書』採択を求める陳情」は、関連がございますので、一括御報告申し上げます。

審査の過程において、当局より、教育予算の現状については、地方財政が非常に悪化している状況にあり、市町村は地方交付税に依存する部分が増している。しかしながら、その地方交付税は年々削減される状況にある。

教育現場においては、児童・生徒一人一人の実態にあわせ、きめ細やかな指導が重要になってきており、茂原市においては少人数指導教員の配置、教頭の複数配置、また養護教諭の複数配置を獲得してきている。このような配置改善を進めていくことが基礎学力の向上と、きめ細やかな教育の実践がなされるものと解される。そういった観点から、今後も、教育環境・教育予算の充実については一層の拡充を望むものであるとの説明がありました。

また、義務教育費の国庫負担制度については、教育の機会均等化、その水準の維持向上を目的とするものであるが、平成17年に経費の見直しが行われ、負担割合は2分の1から3分の1に縮減された。義務教育費が一般財源化されてしまうと、地方自治体によっては負担が大きくなり、地域による教育格差が生じてくることが考えられる。したがって、義務教育費国庫負担制度が堅持されることを望むものであるとの説明がありました。

採決の結果、陳情第5号並びに陳情第6号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

次に、陳情第7号「『教育格差をなくすため地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書』採択に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「関東近県において、地域手当の支給状況は」との質疑に対し、「ほとんどの都県で、都県内一律支給となっている。千葉県においては、地域によって3段階の支給率の差がある状況である」との答弁がありました。

次に、「千葉県内の支給方法は、最終的にはどのような形態になるのか」との質疑に対し、「2010年を目途に、県内を8%と5%の支給地域に分かれる形になると聞いている」との答弁がありました。

また、「物価の違いなどによる地域差問題については、地域手当で差をつけるのではなく、違う制度で運用すべきだと考える。願意のとおり一律支給が妥当ではないか」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第7号は全員異議なく採択することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。

何とぞ本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、市民環境経済委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めま

す。加賀田隆志議員。

(市民環境経済委員会委員長 加賀田隆志君登壇)

○市民環境経済委員会委員長(加賀田隆志君) 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告1件及び請願1件、陳情1件について、7月4日、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本案は、戸籍法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、公益性が高い目的に対し届出書等の情報提供が法に明文化されたため、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において、「戸籍の電算化と関係があるのか」との質疑に対し、「関係はない。本件は主に病気の経過の調査や亡くなった方の死因などが公益性の高い学術研究などに当たるとして、これまで通達で処理されていた情報の提供が法に明記されたため、その規定条項を条文に加えたものである」との答弁があり、採決の結果、報告第2号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、請願第1号「『食料の安定供給のための基幹的農業水利施設の整備に関する意見書』採択に関する請願」について申し上げます。

願意は、国民に安全で安心な食料を安定的に供給するため、農業生産基盤である基幹的な農業水利施設の整備・管理など、広域で大規模な事業について、国の責任において地方農政局がこれまでと同様に実施されるよう、政府関係機関に意見書の提出を求めているものです。

審査過程において、「地方分権改革推進委員会が本年11月ごろに勧告予定としている国の出先機関を地方へ移管する等がなされた場合、両総土地改良区の国営土地改良事業における改修工事ができなくなることも考えられる」などの意見があり、採決の結果、請願第1号については全員異議なく採択することと決定しました。

次に、陳情第4号「最低賃金の大幅引き上げを求める陳情」について申し上げます。

願意は、均等待遇実現に当たっての賃金水準の底支えや、中小企業の下請け単価の底支え・適正利潤確保、地域の格差是正と景気回復を図るために最低賃金の引き上げによる低賃金構造の改革は必要不可欠であるとし、最低賃金法の改正に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性を配慮し、勤労に伴う経費と税・社会保険料負担分を加えて金額に改定することや、当面の目標として「時間額

1,000」円の実現、最低賃金違反根絶のための労働基準監督官の増員がなされるよう、政府関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「茂原市の最低賃金は幾らか。また、生活保護基準を下回らないというのが最低賃金法の改正の第1の趣旨だが、生活保護基準はどのようになっているのか」との質疑に対し、「最低賃金は千葉県で706円であり、茂原市も同額である。また、本市における単身世帯の基準は、食費で3万1,310円、光熱水費等で3万5,610円、あわせて6万6,920円となっており、生活保護基準を上回っている」との答弁がありました。

また、委員から「最高額の最低賃金額を持つ東京都の業者が、最低の秋田県や沖縄県の業者に請負をさせた場合、その差額を不当に利益としてしまうことも考えられ、全国一律の賃金を求めることは有効であり、また時給1,000円が地域によっては生活保護基準に達しないことも考えられるため、後押しとなる本陳情には賛成する」との意見や、「本件は正規雇用の賃金に対するものであるが、パートの従業員などについては、配偶者控除を受けたいがために賃金の上昇に伴い、パート時間の短縮などを経営者側に求めることが考えられ、そのことにより経営者にとっては雇用しづらくなり、パートの従業員の雇用機会をなくしてしまう可能性がある。このため、最低賃金を上げるには十分検討する必要がある」との意見、「地域別最低賃金の全国平均が687円である中、最低賃金法改正前までは毎年3円から4円の賃金アップであったものが、200円から300円の大幅な値上げの1,000円にすることは、経営者にとっては厳しいものがあるのではないか」などの意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第4号については賛成者少数により不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におきましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 以上で各委員長の報告を終わります。

次に、ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。加藤古志郎議員。

（9番 加藤古志郎君登壇）

○ 9 番（加藤古志郎君） 日本共産党を代表して、報告第 1 号、茂原市税条例の改正について反対するとともに、陳情第 2 号「住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情」及び陳情第 3 号「自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情」、さらに陳情第 4 号「最低賃金の大幅引き上げを求める陳情」について、これを不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、報告第 1 号、市税条例の改正について述べます。

この市税条例の改正は、さきの国会で成立した道路特定財源の暫定税率の延長問題を含む地方税法改正に伴うものであります。本条例改正では、株式税制、上場株式等の譲渡損失の損益通算の制度が導入されました。上場株式等の配当譲渡益は、本則税率 20% のところ、2003 年からこれが軽減され、税率 10% とされています。今回の改正では、金持ち優遇との批判や政府税制調査会の廃止、わかりやすい制度にすべきとの指摘もあり、今年度末で一たん廃止し、改めて経過措置として、2009 年度、2010 年度の 2 年間、500 万円以下の譲渡益、100 万円以下の配当について 10% の特例を適用することとして、金持ち優遇そのものは温存されています。

そして、今回初めて上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当との損益通算の仕組みを創設いたしました。この金融所得に関する分離課税は、所得税、累進課税に比べて税率が有利になるもので、今回の改正では、損益通算の上限が設けられておらず、金融資産を持つ富裕層に対する優遇の拡大であります。

いま 1 つは、年金から個人住民税の特別徴収、天引き制度の導入であります。65 歳以上の公的年金受給者から個人住民税の所得割額、年金にかかわる所得税分と均等割額を 2009 年 10 月支給分から天引きすることとなります。年金からは、既に所得税源泉徴収と介護保険料に加えて、この 4 月から国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が天引きされています。本人の意向も踏まえず、年金からの天引きを強行することに対し、年金生活を主な収入としている受給者の怒りをかけています。さらに、高齢者の生活権を侵害するものとなるのではないのでしょうか。

以上の観点から、本報告案に反対するものであります。

次に、陳情第 2 号「住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情」について述べます。

地方自治体の本来の使命と役割は、地域住民の命と暮らし、安全を守る行政を進めることでもあります。しかし、この間、国の指針に基づく地方行革により公共サービスの民間委託と

職員定数の削減が推し進められ、自治体の営利企業化で自治体が自治体でなくなるという変質がいよいよ深刻になってきています。特に警察や消防など、安全分野をはじめ、福祉・医療・教育など、住民生活にかかわる分野での職員削減が推し進められ、さまざまな問題を引き起こしています。公立保育所の民営化で、わずか半年の間に全保育士が入れかわり、園児が精神的に落ち着きがなくなった、学童保育では、予定していた児童数をはるかに超え、指導員の目が届かなくなり、事故やけがが多くなった、消防車に職員が定数配置できず、火事現場では迅速な消火ができなかった、救急車で患者を移送したが受け入れてくれる病院がなく死亡したなどなどであります。本来、国として最低限の公共サービスを保障するために指標となっている職員配置基準が緩和されたためであります。国民の安全・安心を確保し、福祉・教育を充実させるためにも、配置基準の充実が必至であります。現状はそれどころか、後退の一途であり、これでは国の責任放棄とも言えるものであります。住民の暮らしや安全、安心にかかわる国や自治体の責任を果たすためにも、本議会においても本陳情を採択し、政府に意見書を提出すべきではないでしょうか。

陳情第3号「自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情」についてであります。

2006年度に施行された新保険業法は、非営利で特定の会員を対象とした自主的な共済を保険会社に委託するか、ミニ少額短期の保険業者に移行することとなりました。その際、2008年3月末までの猶予期間という措置がとられました。しかし、経過措置があるものの、最低1,000万円の資本金や保険専門スタッフの配置、補償金の供託、法人税の納税などが必要となるなど、わずかな資金を出し合い、ぎりぎりの経費で会費の大部分を会員に還元している自主共済には重すぎる負担であります。全国432の自主共済のうち、ミニ少額短期保険業者に移行したのは、2008年3月17日現在でわずか11だけであり、福利厚生を目的に運営してきた共済制度や互助会制度が次々と廃止に追い込まれる事態となっております。そもそも自主共済は非営利で、会員の相互扶助が目的であります。不特定多数を対象に営利を追求する保険会社と並べることには、何ら道理もございません。また、この保険業法改定は、共済を名乗る悪徳商法を規制し消費者を守るためとされています。消費者を守るための法改正でこうした助け合いの共済が続けられなくなるのは本末転倒ではないでしょうか。

以上のことから、本陳情は採択とすべきであります。

次に、陳情第4号「最低賃金の大幅値上げを求める陳情」について述べます。

貧困と格差拡大が日本社会を覆う深刻な問題となっております。生活保護基準にも達しないワーキングプアと呼ばれる世帯数が400万とか500万とも言われています。年収200万円以下の

労働者が1,023万人、全体の22.8%に上り、若者がこうした低賃金に苦しんでいるのが実情であります。なぜ働いても、働いても貧困から抜け出せないのか。その根底には、先進国で最低の最低賃金があります。働いている人の最低賃金が生活保護基準を下回るという低落ぶりがあるからであります。

こうした中で、人間らしく生き、働きたいという切実な要求が昨年参議院選挙で、弱者切り捨ての構造改革路線に厳しい審判がくだされました。そして、昨年11月に最低賃金法が改正され、労働者が健康で文化的な最低限の生活を営むことができるよう生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するものとする明記されました。最低賃金は、もともと生活できる賃金である生計費を基準に決定するのが当然であります。ワーキングプアをなくすためにも、最低賃金の大幅な引き上げによる各企業、産業の低い賃金の底上げとともに、世界では当たり前となっている全国一律最低賃金制度の実現はもはや避けがたい課題となっております。財界は対象となる小規模事業所について、従業員20人以下に固執し、中小企業には打撃だなどと引き上げをより小幅に押さえ込もうとしています。取り引き単価の切り下げなどで中小業者を苦境に追い込んでいるのは、財界、大企業そのものであります。極端な低賃金と、それによる内需低迷が中小企業の経営を圧迫している大きな要因であります。中小企業いじめをやめて最低賃金を引き上げてこそ、中小企業を含めた国民経済の健全な発展をもたらすことができる方向ではないでしょうか。

よって、本陳情の採択を求めるものであります。

以上で反対討論といたします。

○議長（市原健二君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。本件に対する委員長報告は承認であります。報告第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（市原健二君） 起立多数と認めます。

したがいまして、報告第1号は承認されました。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、委員長報告のとおり承認

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

次に、議案第1号から第5号までについては一括採決します。

議案第1号から第5号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第5号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について採決します。

今定例会で付議されました請願・陳情は、請願1件、陳情7件であります。

最初に、請願第1号「『食料の安定供給のための基幹的農業水利施設の整備に関する意見書』採択に関する請願」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、請願第1号は採択することと決定しました。

次に、陳情7件について採決します。

まず、陳情第2号「住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第2号について採決します。

陳情第2号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(市原健二君) 起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第2号は不採択と決定しました。

次に、陳情第3号「自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第3号について採決します。

陳情第3号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(市原健二君) 起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第3号は不採択と決定しました。

次に、陳情第4号「最低賃金の大幅引き上げを求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第4号について採決します。

陳情第4号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(市原健二君) 起立少数と認めます。

したがいまして、陳情第4号は不採択と決定しました。

次に、他の陳情については一括採決します。

陳情第5号から第8号について、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、陳情第5号から第8号については、委員長報告のとおり採択することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○議長(市原健二君) ここで報告します。

加賀田隆志君、初谷智津枝君から今定例会に提出するため発議案3件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第2号から第4号までの上程説明並びに総括審議

○議長(市原健二君) それでは、次に、議事日程第3「発議案第2号から第4号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第2号から第4号までを一括上程します。

最初に、発議案第2号「食料の安定供給のための基幹的農業水利施設の整備等に関する意見書案の提出について」提出者加賀田隆志君から提案理由の説明を求めます。

加賀田隆志議員。

(10番 加賀田隆志君登壇)

○10番(加賀田隆志君) 提出者を代表いたしまして、発議案第2号「食料の安定供給のための基幹的農業水利施設の整備等に関する意見書案の提出について」提案理由の説明を申し

上げます。

両総土地改良区は、首都圏への食料供給基地として安全・安心な農産物を生産するため、国の政策と呼応しながら、農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備などを進め、農業、農村の振興を図っているところであります。現在、同区が管理する基幹的な農業水利施設については、老朽化により更新の時期となっており、国営両総農業水利施設事業により基幹的な農業水利施設の更新が進められていますが、農業用水を安定的に確保していく上で必要な大規模な施設の管理や更新整備は引き続き国の責務として地方と連携しながら実施していくことが重要なことであり、広域的で大規模事業に必要な予算と人員を全国レベルで調整しながら、事業段階に応じて機動的に配置できる現在の国の事業制度は合理的、かつ効率的であります。また、現在、地方分権改革推進委員会等において、地方農政局の大半の業務を地方に移譲し、廃止すべきとの議論がありますが、地域に密着する地方農政局の役割は非常に重要であり、その廃止は地域の農業振興の基礎となる基幹的な農業水利施設の整備や管理に大きな支障が生じると強く懸念するところであります。

このことから、国民に安全で安心な食料を安定的に供給するため、広域で大規模な農業水利施設の整備、管理などは、これまでと同様に国の責任において地方農政局が実施し、地域農業の振興が図られるよう政府関係機関に意見書の提出をしようとするものであります。

本会議におかれましても、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（市原健二君） 次に、発議案第3号「教育予算の充実を求める意見書案の提出について」並びに発議案第4号「教育格差をなくすため地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書案の提出について」提出者初谷智津枝君から提案理由の説明を求めます。

初谷智津枝議員。

（15番 初谷智津枝君登壇）

○15番（初谷智津枝君） 提出者を代表いたしまして、発議案第3号並びに第4号について提案理由の説明を申し上げます。

発議案第3号「教育予算の充実を求める意見書案の提出について」であります。本議案は、教育の重要性と多くの教育経費が補助対象から外されていく現状にかんがみ、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、さまざまな教育課題を解決するために教育予算の一層の増額を国に要請すべく意見書を提出しようとするものです。

続きまして、発議案第4号「教育格差をなくすため地域手当の県内格差支給の是正に関す

る意見書案の提出について」であります。本案は、県内56市町村にわたって勤務している教職員が、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じていることにかんがみ、地域手当支給を全県一律とし、格差を是正する要請をすべく意見書を提出しようとするものです。

本会議におかれましても、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（市原健二君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第2号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に、発議案第3号について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

なければ、次に、発議案第4号について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（市原健二君） なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市原健二君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案3件については委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市原健二君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第2号から第4号については一括採決します。

発議案第2号から第4号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市原健二君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案第2号から第4号は、いずれも原案のとおり可決することと決定

しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

会議録の調製に当たり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに請願・陳情の総括審議
3. 発議案第2号から第4号までの上程説明並びに総括審議

○出席議員

議長 市原健二君

副議長 三枝義男君

1番	平	ゆき子	君	2番	細	谷	菜穂子	君		
3番	大	野	ときお	君	4番	森	川	雅之	君	
5番	鶴	岡	宏祥	君	6番	鈴	木	敏文	君	
8番	田	丸	たけ子	君	9番	加	藤	古志郎	君	
10番	加	賀	田	隆志	君	11番	腰	川	日出夫	君
12番	伊	藤	すすむ	君	13番	深	山	和夫	君	
14番	勝	山	穎郷	君	15番	初	谷	智津枝	君	
16番	三	橋	弘明	君	17番	関	好治	君		
18番	早	野	公一郎	君	19番	相	澤	仁	君	
21番	常	泉	健一	君	23番	田	辺	正和	君	
24番	金	澤	武夫	君	25番	金	澤	幸正	君	
26番	牧	野	昭	君						

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

7番 ますだ よしお 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	長谷川正君
教育長	古谷一雄君	理事兼総務部長 (行財政改革推進本部長)	中山和夫君
企画財政部長	武田功君	市民環境部長	國代文美君
健康福祉部長	丸喜章君	経済部長	元吉敬宇君
都市建設部長	久慈文夫君	教育部長	内山実君
総務部参事 (総務部次長事務取扱・ 総務課長事務取扱)	松本文雄君	都市建設部技監 (都市建設部次長事務取扱・都市政策 担当・本納駅東地区土地区画整理担当)	角花昭栄君
教育部参事 (教育部次長事務取扱・ 庶務課長事務取扱)	石井清君	企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱・ 本納駅東地区土地区画整理担当・ 合併推進担当)	平野貞夫君
市民環境部次長 (生活課長事務取扱)	渡邊輝夫君	健康福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	古山剛君
経済部次長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	山崎春雄君	都市建設部次長 (建設課長事務取扱 ・土木政策担当)	古市賢一君
総務部副参事 (職員課長事務取扱)	金坂正利君	財政課長	今関正男君

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	風戸茂樹
主幹	岡澤弘道
局長補佐 (庶務係長事務取扱)	鈴木均

○議長（市原健二君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これをもちまして、平成20年茂原市議会第2回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後2時08分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年8月8日

茂原市議会議長 市 原 健 二

茂原市議会副議長 三 枝 義 男

茂原市議会議員 相 澤 仁

茂原市議会議員 常 泉 健 一